

国家戦略特区の指定に当たっての留意点及び当面の進め方について

平成26年4月25日

秋池 玲子

坂根 正弘

坂村 健

竹中 平蔵

八田 達夫

1、東京都の指定範囲などについて

- ・ 国家戦略特区に関する広域圏（東京圏及び関西圏）は、その指定範囲を「都道府県単位」とすることは、既に2月25日に閣議決定された「国家戦略特区基本方針」で決着済みであるが、民間有識者議員として、その重要性にかんがみ、3月28日の第4回諮問会議でも、その点を重ねて指摘した。
- ・ 現在の「区域を定める政令案」では、広域圏を構成する他の府県（神奈川県・大阪府・兵庫県・京都府）が全域指定されている一方で、東京都のみが、その指定範囲を「千代田区・中央区・港区・新宿区・文京区・江東区・品川区・大田区・渋谷区」の9区のみ限定している。
- ・ 東京都の日本経済全体に占める東京都の比重は極めて大きく、医療や雇用分野といった生活環境面での規制改革のポテンシャルを幅広く取り込んでいくためにも、特定の事業主体やプロジェクトに適用範囲を限定することなく、広域的に指定すべきであり、民間議員としては今回の指定はあくまで暫定的なものと認識している。政府として早急に、「東京都全域の指定」を目指し、そのための具体的なスケジュールを東京都と調整すべきである。
- ・ また、現在の9区を当面の指定範囲とするならば、各区から早急に、それぞれの政策テーマや想定される事業内容・規制改革事項等を聴取する必要がある。国家戦略特区は、これまでの地域に基づくボトムアップ型の特区に対し、国が自ら主導し国と地域の双方が有機的連携を図ることを特徴としており、東京都全域の指定に向けての課題についても共同して速やかに解決していくべきである。その観点からも、9区に限定することの検討経緯や、本制度における規制改革事項の初期メニューとの関連付けなどについての説明が望まれる。
- ・ なお、東京都は3月28日に再提案を行っているが、医療や雇用・労働分野の提案内容については、
  - ① 「病床規制の緩和」の適用対象を、外国人向けの自由診療に限定する（注：その場合、何ら規制は存在しないものと考えられる）、
  - ② 東京都内の指定区域のみ、「有期雇用の特例」の適用対象を、外国人に限定する

(注：有期雇用の特例は、既に全国規模で内外無差別に適用される予定である)、  
などとなっており、こうした分野について、東京都は提案内容の見直しを早急に行うよ  
う、要請したい。

- ・ 国家戦略特区の「区域の政令制定」に当たっては、法律上、「あらかじめ、国家戦略  
特区諮問会議の意見を聴かなければならない」と明記されており、東京都の指定範囲な  
どについては、これまでも民間議員としての意見を述べてきたが、次回諮問会議でも引  
き続き本件をフォローするとともに、下記2（区域会議の運営方針の作成）及び3（規  
制改革メニューの追加など）についても早急に審議すべきである。

## 2、区域会議の運営方針の作成について

- ・ 特区の区域指定後は、早速、特区ごとに「区域会議」を立ち上げることになるが、特  
に広域圏（東京圏・関西圏）については、関係自治体や関係（民間）事業者が多数に及  
ぶ可能性が高いことから、総合特区の「国と地方の協議会」の反省に立って、「国家戦  
略特区基本方針」にも記載されている「会議運営上の工夫」をきめ細かく行うことが求  
められる。
- ・ また、改革拠点としての特区も含め、それぞれの特区の運営が極端に異なることは避  
けるべきである。したがって、こうした運営上のポイントを「区域会議運営方針」とし  
て、特区ワーキンググループ及び諮問会議において早急に作成・決定し、その上で、こ  
れに基づいた区域会議の立ち上げを行う必要がある。主な具体的論点は以下のとおりで  
ある。
  - － 区域会議の本会議（大臣、首長等が本人出席）と、その下部組織（地域や特定事  
業・分野毎に設置するなど）の在り方
  - － 本会議の開催頻度、開催場所
  - － 本会議に実際に出席する関係自治体の在り方（都道府県単位での指定の場合は原  
則当該都道府県知事のみ、市町村単位での指定の場合は原則当該市町村長のみとす  
るなど）
  - － 関係自治体の意見集約の在り方（関係自治体協議会を設置した上で、代表者を選  
出するなど）
  - － 本会議に実際に出席する関係（民間）事業者、その意見集約の在り方（関係事業者  
協議会を設置した上で、代表者を選出又は委任するなど）
  - － 特に本会議における「区域計画に密接に関係を有する者」の在り方（地域における  
経済団体や金融機関の位置付けを含む）
- ・ こうした具体的論点を詰め、早急に運営方針を固めるためにも、特区ワーキンググル  
ープにおいて、今次6か所のそれぞれの区域の現状や考え方を、指定自治体から直ちに  
ヒアリングし、諮問会議に報告させるべきである。

### 3、規制改革メニューの追加、重点事項と改革スケジュールについて

- ・ 規制改革メニューの追加に向け、早急に検討を進めるべきことについては、第3回（2月21日）及び第4回（3月28日）の諮問会議において繰り返し、民間議員からの提出資料でも指摘しているところであり、第3回会議においては、安倍総理から「産業競争力会議、規制改革会議とも十分に連携しながら、日本経済の再生に向けて、真に効果ある規制改革に取り組む」ようにとのご指示があった。
- ・ また、その前提として、第2回諮問会議においては安倍総理より「この諮問会議では、いわゆる『岩盤規制』改革について、今後2年間の集中改革期間における、対象とする重点事項と、改革スケジュールなどの具体的な進め方について、速やかに検討を開始していきたい」旨のご発言があった。
- ・ したがって、これらの総理指示に基づき、「岩盤規制改革の重点事項と改革スケジュール」を早急にとりまとめるとともに、6月の成長戦略の改訂に向けた「規制改革メニューの追加」を迅速に行うべきである。